

平成26年3月24日

入居者様各位
ご家族様各位

平成26年度介護報酬改定に伴う費用算定基準変更のお知らせ

平成26年3月12日厚生労働省告示第67号により、平成26年4月1日より費用算定基準が改正となり、介護保険料の1割負担額が下表のとおり変更となります。

事情ご賢察の上、ご了承いただきますようお願いいたします。

【1日あたりの介護保険料の1割負担額】

| 項目 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 現行 | 560円 | 628円 | 700円 | 768円 | 838円 |
| 改正後 | 564円 | 632円 | 705円 | 773円 | 844円 |

【厚生労働省告示第六十七号】

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十二日 厚生労働大臣 田村憲久
(平成26年3月12日官報より抜粋)

菊池市泗水町豊水3727-1
介護付有料老人ホームつどいの杜